

## 夕張市選挙管理委員会からのお知らせ

# 第25回参議院議員通常選挙

## 投票日は7月21日(日)

問合せ先  
夕張市選挙管理委員会事務局  
068-0492 夕張市本町4丁目  
(夕張市役所4階)  
☎0123-52-3142

夕張市ホームページもご覧ください。  
<http://www.city.yubari.lg.jp/>  
《選挙》

公示日  
7月4日(木)

◇入場券は一人一枚  
★入場券は公示日頃に郵送します。  
★入場券が届いていない場合は選挙管理委員会まで問い合わせください。入場券がなくても、投票所で確認して再発行できます。

◇投票のできる人

◎基準日 7月3日

★選挙期日現在18歳以上で、基準日において引き続き3カ月以上夕張市に住所がある人。(選挙人名簿に登録されていること。)  
★転出先の選挙人名簿に登録された人は、転出先で投票します。(基準日において転入届出後3カ月以上住所がある人を登録します。)  
★市内転居の場合、令和元年6月21日以降に転居の届出をした人は、前住所地での投票となります。

◇投票の順序と方法

①北海道選挙区選出議員選挙  
★投票用紙の色はクリーム色です。  
★『候補者名』を記載します。  
②比例代表選出議員選挙  
★投票用紙の色は白色です。  
★『候補者名』または『政党名』を記載します。

◇代理投票

★自分で字を書くことが困難な人は、本人の意思が確認できれば、投票所

の係が代筆します。

◇投票

★7月21日(日曜日)午前7時から午後7時まで、入場券に記載された投票所で投票します。

★投票所の閉鎖時刻が1時間繰上げとなり、午後7時までとなりますのでご注意ください。

◇開票

★午後8時15分から、ゆうばり文化スポーツセンターで行います。

◇期日前投票

★投票日に仕事や旅行などのため投票所に行けない人は事前に期日前投票をすることができます。

★投票日まで18歳になる方が、17歳時点で期日前に投票するときは、制度が異なるため、市役所4階の不在者投票所へお越しください。

★期日前投票は、宣誓書に住所・氏名・投票所に行けない理由などを記載し、入場券とともに受付に出してください。受付後は当日の投票と同様です。

★宣誓書は入場券の裏面及び期日前投票所に用意していますが、このお知らせにも掲載しています。切り取って利用してください。  
★宣誓書の記入が困難な人は、係に申し出てください。

★期間 7月5日～7月20日  
(土・日も開設しています。)

★場所と時間

市役所4階第3会議室  
午前8時30分～午後8時  
清水沢地区公民館  
午前9時～午後8時

◇施設での不在者投票

★指定された病院や施設に入られている人は、それぞれの病院・施設に依頼すると、そこで不在者投票ができます。

★市内の不在者投票指定施設

- ① 特別養護老人ホーム 清光園
  - ② ニュー北海道博愛舎
  - ③ 介護老人保健施設 虹ヶ丘
  - ④ ケアハウス レインボーヒルズ
  - ⑤ 介護老人保健施設 夕張
  - ⑥ 養護老人ホーム 夕張紅葉園
- ★市外の施設の場合、その施設・病院や選管へ問い合わせください。

◇郵便投票

★重い障がいなどで表①のいずれかの障がい名・状態が手帳などに記載のある人が該当します。  
★事前に手続きを行い、自宅など自分のいる場所で投票用紙に記載して期限までに選管に郵送する方法で投票を行います。  
★すでに手続きを行い、郵便投票証明書をお持ちの人には投票用紙など請求の案内をお届けしますので、お手元の証明書を添えて請求願います。  
★新規申請や相談は、早めに選管へ連絡ください。

表①

身体障害者手帳の方	両下肢	1級・2級
	体幹	
	移動機能	
	心臓	1級・3級
	じん臓	
	呼吸器	
	ぼうこう	
	直腸	1級～3級
	小腸	
	免疫	
肝臓		
戦傷病者手帳の方	両下肢	特別項症～ 第2項症
	体幹	
	心臓	特別項症～ 第3項症
	じん臓	
	呼吸器	
	ぼうこう	
	直腸	
	小腸	
肝臓		
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護 5

◇市外に一時滞在する人  
 ★市外に一時滞在しているときは、夕張市選管へ事前に投票用紙などを請求して滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。  
 ★不在者投票の期間は期日前投票と同じですが、郵送日数がかかりますので早めの手続きが必要です。

◇不在者投票の請求用紙  
 ★入場券の裏面及び期日前投票の宣誓書(兼用)を利用してください。また夕張市のホームページ《選挙》からもダウンロードできます。

表②

	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
障害の部位	上肢・視覚	
障害の程度	1級	特別項症～第2項症

◇郵便投票は、本人が投票用紙に書きます。代理人による代筆は認められません。  
 ◇表①のいずれかに該当する人で、さらに表②の障がいがある人は、あらかじめ届け出た代理人に代筆させることができます。(郵便投票代理人記載制度)

※手帳の記載が該当するか不明のときは選管へ

◇当日の投票所

◇車椅子・拡大鏡(ルーペ)・老眼鏡があります。 ◇体が不自由な人には、お手伝いをします。

投票区	投票所名(住所)	投票区域	投票区	投票所名(住所)	投票区域
1	夕張市役所 (本町4丁目)	富岡・福住・高松・社光・住初・本町1～6丁目・昭和・旭町	8	南清水沢生活館 (南清水沢4丁目13-6)	南清水沢1～4丁目
2	新夕張保育園 (末広2丁目4)	末広1丁目・2丁目	9	岳見町集会所 (南部岳見町31)	南部住の江町・南部岳見町・南部幌南町・南部遠幌町・南部夕南町
3	鹿の谷生活館 (鹿の谷3丁目3)	鹿の谷1～3丁目・鹿の谷山手町・鹿の谷東丘・常盤1～3番地	10	南部コミュニティセンター (南部東町76)	南部菊水町・南部青葉町・南部若美町・南部大宮町・南部東町・南部新光町・南部北夕町・鹿島全域
4	老人福祉会館 (若菜3-1)	常盤4～6番地・若菜1～3番地・若菜13～18番地・千代田1～8番地・富野全域	11	農業研修センター (沼ノ沢827-4)	沼ノ沢全域
5	ゆうばりはまなす会館 (平和1-44)	常盤7～12番地・日吉・平和・若菜4～12番地・千代田9～14番地	12	改良住宅 真谷地6区集会所 (真谷地62-6)	真谷地全域
6	清水沢生活館 (清水沢3丁目)	清水沢1～3丁目・清水沢清栄町・清水沢宮前町・清水沢清湖町	13	紅葉山会館 (紅葉山526-61)	紅葉山全域・滝ノ上全域
7	清陵町さわやかホール (清水沢清陵町62-7)	清水沢清陵町全域	14	改良住宅楓集会所 (楓46)	楓・登川全域